

## 横浜市宿泊施設バリアフリー化促進事業費補助金交付要綱

制定 平成 31 年 4 月 1 日 市才第 1035 号（局長決裁）

改正 令和 2 年 3 月 1 日 市才第 1350 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機に、横浜を訪れる高齢者、障害者等の安全で快適な宿泊環境を整えるため、横浜市内の既存の民間宿泊施設（旅館業法第 2 条第 2 項に規定するホテル・旅館に限る。以下「ホテル・旅館」という。）においてバリアフリー化を実施する者に対し、予算の範囲内でその改修に要する費用を補助することについて、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者等）

第 2 条 補助の対象者は、第 3 条に定める補助対象施設において、第 4 条第 1 項に定める事業を自らの費用負担で実施する者とする。ただし、次の各号に該当する団体及び個人を除く。

- (1) 政治的な目的のために結成された法人
- (2) 暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。以下同じ。）
- (3) 事業税その他租税の未申告又は滞納があるもの
- (4) 営業に関して必要な許認可等を取得していないもの
- (5) 横浜市に対する賃料・使用料等の滞納があるもの
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、会社再生法（平成 14 年法律第 154 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく申立・手続中（再生計画等認可後は除く）である、など、事業の継続性について不確実な状況が存在しているもの
- (7) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 472 条の規定により休眠会社として解散したものとみなされているもの
- (8) その他、事業目的に照らして補助金を交付することが適切でないと市長が判断するもの

（補助対象施設）

第 3 条 補助金の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、ホテル・旅館とする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に掲げる「店舗型性風俗特殊営業」を行っている施設及びこれに類するものを除く。

2 前項 1 に該当する用途に供する面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上のものに限る。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、原則として、道等から改修を行う客室又は便所までの移動等円滑化経路及び同経路上にある出入口が、指定施設整備基準（横浜市福祉のまちづくり条例（平成24年12月横浜市条例第90号）に基づく基準をいう。以下同じ。）を満たしている補助対象施設において、補助対象者が実施する次に掲げるバリアフリー化事業とする。

- (1) 既存の車いす使用者用客室または一般客室を「指定施設整備基準」に対応させる整備。さらにその上で「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル[建築物編]増補版（平成30年12月）」に基づく「望ましい整備」に対応させるための整備。
- (2) 前号の整備に加え、館内の共用部分にある便所を「指定施設整備基準」に対応させる整備。さらにその上で「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル[建築物編]増補版（平成30年12月）」に基づく「望ましい整備」に対応させるための整備。
- (3) 前2号の整備の効果をより高め、この要綱制定の目的を達成するために必要と認められる措置の実施

2 前項の規定にかかわらず、当該バリアフリー化事業が前項の補助対象事業と同等程度の有益性があると市長が認めるときは、当該バリアフリー化事業を補助対象とすることができる。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額とし、補助限度額の上限は200万円とする。1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、国や他自治体等の補助制度と併用する場合は、補助対象経費から他の補助金を除し、その額の2分の1を乗じて得た額を補助金の額とする。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、補助対象事業に係る次の費用のうち必要かつ相当と認めるものとし、予算の範囲内において交付するものとする。ただし、国内消費税及び地方消費税相当額は補助対象外とする。

- (1) 施設改修工事費
- (2) 設計及び施工監理委託経費
- (3) その他必要と認める経費

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が指定した期日までに、「横浜市宿泊施設バリアフリー化促進事業費補助金交付申請書（第1号様式）」に補助金規則第5条第2項に定める書類（事業計画書等）、その他必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 補助金規則第5条第1項に定める記載事項については、前項に規定する「事業計画書」に記載するものとする。

(補助金の審査及び交付決定通知)

第8条 市長は、前条の規定に基づく交付申請があった場合は、その内容を別に定める「補助金審査会」で審査をする。

2 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知は、「横浜市宿泊施設バリアフリー化促進事業費補助金交付決定通知書(第2号様式)」により行うものとする。

3 補助金規則第6条第3項の規定による補助金の交付をしない旨の決定通知は、「横浜市宿泊施設バリアフリー化促進事業費補助金不交付決定通知書(第3号様式)」により行うものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げ期日は、申請者が交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内とし、取下げの旨を記載した書面を市長に提出するものとする。

(届出)

第10条 補助金の交付決定を受けたものは、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を「横浜市宿泊施設バリアフリー化促進事業費補助金状況報告書(第4号様式)」により、補助金規則第12条に基づき市長に届け出なければならない。

- (1) 事業に着手したとき。
- (2) 事業を完了したとき。

(変更等の承認申請)

第11条 第7条で提出した「事業計画書」の内容に変更が生じた場合は、補助金規則第7条に基づき、「横浜市宿泊施設バリアフリー化促進事業費補助金に係る事業(変更・中止)申請書(第5号様式)」を市長へ提出しなければならない。

2 前項で提出された申請書については、補助金審査会委員へ報告した上で、「横浜市宿泊施設バリアフリー化促進事業費補助金に係る事業(変更・中止)決定通知書(第6号様式)」により、申請者に通知するものとする。

(事業の報告及び補助金額の確定通知)

第12条 第8条の規定により補助金の交付決定を受けたものは、事業が終了したときは「横浜市宿泊施設バリアフリー化促進事業費補助金実績報告書(第7号様式)」に、補助金規則第14条第1項に定める必要な書類を添付して、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けた場合、実績報告等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを確認し、適合と認めた場合は、「横浜市宿泊施設バリアフリー化促進事業費補助金額確定通知書(第8号様式)」により補助金の額を確定し通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 13 条 第 12 条の規定により補助金の交付決定額の通知を受けたものは、「横浜市宿泊施設バリアフリー化促進事業費補助金請求書 (第 9 号様式)」を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を精査した上で、前条第 2 項の補助金を交付するものとする。

(補助金の決定取消及び返還等)

第 14 条 市長は補助金規則第 19 条及び第 20 条に基づき、補助金の取消及び返還を命ずることができる。

(警察本部への照会)

第 15 条 市長は、必要に応じ、申請者又は第 8 条の交付の決定を受けたものが、暴力団経営支配法人等に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(入札又は見積書の徴収)

第 16 条 本要綱の対象となる補助事業等に係る工事の請負、物品の購入、業務の委託等を行う場合においては、補助金規則第 24 条に定める方法により行わなければならない。

(財産処分の制限)

第 17 条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従って、その効果的運用を図らなければならない。

2 補助金規則第 25 条の規定により、市長が定める財産処分の制限が必要な期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 40 年大蔵省令第 15 号) に定める資産ごとの耐用年数とし、財産処分制限期間を経過するまでの間、市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

3 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ「横浜市宿泊施設バリアフリー化促進事業費補助金財産処分承認申請書 (第 10 号様式)」により市長の承認を受けなければならない。市長はこの申請に対し、「横浜市宿泊施設バリアフリー化促進事業費補助金財産処分承認・不承認通知書 (第 11 号様式)」により、補助事業者へ結果を通知する。

4 市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第 1 項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付させることとする。

(情報公開及び関係書類の保存)

第 18 条 この要綱により、補助金の交付を受けた事業に係る書類は情報公開の対象とし、補助金規則第 26 条により市長が定める関係書類の保存期間は 10 年間とする。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この運用に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。